

第 49 回北九州市 PCB 処理監視会議

1 開催日時 令和 4 年 5 月 16 日（月）14：00 開始 15：40 終了

2 開催場所 リーガロイヤルホテル小倉 4 階ロイヤルホール

3 会議次第

- (1) PCB 廃棄物処理に関する国の要請受け入れについて
- (2) 北九州 PCB 処理施設の操業再開に向けて

4 出席者

(1) 委員

浅岡 佐知夫	座長	内山 仁志	委員
大石 紀代子	委員	清田 高德	委員
郡山 一明	委員	古柴 敏夫	委員
塩田 実	委員	末松 正典	委員
高尾 俊春	委員	成田 裕美子	委員
沼田 文子	委員	平野 建	委員
山口 隆広	委員		

(2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

PCB 処理事業部部長	足立 晃一
PCB 処理事業部部長（特命業務担当）	長坂 雄一
北九州事業所所長	石垣 喜代志
北九州事業所運転管理課長	大井 勇一

(3) 関係行政機関

環境再生・資源循環局 廃棄物規制課長	神谷 洋一
環境再生・資源循環局 廃棄物規制課長補佐	新保 雄太
九州地方環境事務所福岡事務所長	白迫 正志

(4) 北九州市

環境局長	柴田 泰平
環境局環境監視部長	作花 哲朗

(5) 事務局（北九州市）

北九州市環境局 PCB 処理対策担当課長	野田 明
北九州市環境局 PCB 処理対策担当係長	大田 育絵

5 議事概要

○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまより「第49回北九州市PCB処理監視会議」を開会いたします。

まず初めに、お手元の配付資料を確認させていただきます。「第49回北九州市PCB処理監視会議 議事次第」に記載している資料です。今回資料は、資料1、資料2、資料3をご用意しております。資料1は「PCB廃棄物処理に関する国の要請受け入れについて」、資料2は「北九州市の受入条件の対応方針」、資料3は「北九州PCB処理施設における安全点検について」。それから、参考資料として、前回の監視会議の議事録、監視会議の委員名簿を付けています。資料について、不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。

本日の監視会議委員の出席状況ですが、委員19名中、13名に参加いただいております。

質疑応答の際にご発言される場合は、1人1つマイクをご用意しておりますので、各自でマイクをONにさせていただいて、ご発言をお願いします。

それでは、ここからの議事進行を座長にお願いしたいと思います。

議題1 PCB廃棄物処理に関する国の要請受け入れについて

議題2 北九州PCB処理施設の操業再開に向けて

○座長

今日は議題が2つあって、議題1が「PCB廃棄物処理に関する国の要請受け入れについて」、議題2がそれに関連する「北九州PCB処理施設の操業再開に向けて」ですので、これを併せて説明していただいて、更に午前中に施設の立入視察を行っておりますので、参加した委員から意見等いただき、議論はそのあと一括して行うこととします。

それでは、資料1に基づき、「PCB廃棄物処理に関する国の要請受け入れについて」、市から説明をお願いします。

○北九州市

それでは、資料1についてご報告させていただきます。

本年4月25日、市長が環境大臣に対し、PCB処理事業の継続に係る国の検討要請に対する「受入条件」を提示し、環境大臣から「条件を承諾し、国が責任を持って確実に対応する」旨の回答がありました。

既に、委員の皆様にはご連絡しておりますが、これによりPCB処理事業が継続されることとなりました。

「1 これまでの経緯」ですが、国は本市の申し入れを受け、昨年10月から計38回の説明会を開催し、また、本市におきましては市議会において議論を積み重ねてきました。こうした対話や議論を通じまして、様々なご意見を整理し、処理の安全性の確保、期間内での確実な処理、

市民の気持ちをどのように汲み取るかの 3 点に要約いたしました。これらの点について、国と協議を重ねた結果、全て一定の対応をとる方向で調整がついたため、市民や議会の意見・想いを改めて条件という形で取りまとめて、国に提出することといたしました。

「2 国への条件提示」ですが、様々なご意見を要約した 3 点について、今回の受入条件に反映して、強く対応を求めることといたしました。

本市の回答文書は、これも皆様にはお配りしておりますが 3 ページに添付しています。まず、処理の安全性確保につきまして万全を期すため、国による立入検査の頻度を増やすなど、監視指導の強化を図ること。次に、再々延長は絶対に避けるため、定期的な進捗管理を行い、事業計画の担保を図ること。また、令和 6 年度以降の北九州事業所の操業は行わないこと。さらに、PCB 処理事業は、地域の理解なくしては進まないものであるため、若松区を中心とした地域振興策に対し、財政措置も含め必要な支援を行うこと。以上を、今回の主な条件としています。

「3 環境省からの回答」ですが、本市の条件提示に対し、環境大臣から、北九州市から提示された全ての条件を承諾し、責任を持って確実に対応するとの回答を頂きました。国からの回答文書は 8 ページに添付しています。具体的な内容としましては、処理の安全性確保について、処理再開に向け安全に万全を期すとともに、立入検査等の実施により指導を強化する。資料の裏面に移りますが、期限内処理の確保につきましては、定期的に進捗管理しつつ、確実に処理を完了させ、再々延長はしない。地域の理解の促進については、若松区などにおける地域振興策を着実に支援するといった内容でした。

「4 本市の取組みに対する評価」ですが、環境大臣から、「西日本エリアの高濃度 PCB 廃棄物の処理完遂の目処が立った。これまでも北九州市には、様々な面で協力いただき、我が国の PCB 廃棄物の処理が着実に進捗した。今後とも引き続きご協力をお願いする」とのコメントがありました。

「5 今後の対応」ですが、まずは地元の若松区をはじめとした市民のみなさんに対し、丁寧に報告してまいりたいと思っております。次に、操業再開に向け、諸施設の点検や修繕等が確実に実施されていることを確認してまいります。さらに、北九州 PCB 処理事業のさらなる安全・安心の確保と、期間内での確実な処理完了に向け、今回の受入条件に沿って、「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を改訂いたします。

以上で、資料 1 の報告を終わります。

○座長

次に、議題 1 の資料 2 に基づく環境省からの説明、「北九州市の受入条件の対応方針」について、よろしく願います。

○環境省

まず、今、市からご紹介がありましたとおり、4 月 25 日に、北九州

市長から環境大臣に対して、計画要請の受入ということをご条件とともにご回答いただきました。市民の皆様、委員会の皆様、北九州市の皆様に、前回に続いての要請という非常に厳しい条件の中でご英断いただきましたこと、心より感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。

これに併せて、他の自治体へも要請を行っており、それぞれから受け入れる旨の回答を頂いております。この結果、北九州のみならず、ほかの事業所においても、少なくともあと2年事業を継続して地域内の処理を徹底すること。それから、北九州で平成31年の3月にトランスコンデンサの処理を終えたあと発見された継続保管物についても、豊田・大阪で処理を行うという目処が立ちましたことを、まずご報告させていただきます。

この資料2ですが、これは、受入条件への国の対応方針ということでまとめています。

市からも説明がありましたとおり、大きく3つの受入条件を頂いています。これらいずれも、我々説明会の中で、地元の方々から切実なご要望として頂いている意見をまとめていただいたものだと思っております。その場でもお約束しましたがけれども、国として当然真摯に対応していきます。

1つ目は「処理の安全性確保に万善を期すこと」で、国による監視指導の強化、設備の老朽化に対して確実な更新・補修の実施、運送時の輸送の安全性の確保、自然災害対策、事故時の迅速な対応等を示していただいております。

これへの対応方針ですが、まず、環境省の立入検査を毎月実施し、JESCOへの指導・監督を引き続きしっかり行います。また、JESCOで長期保全計画に基づく設備・機器の更新や補修を実施します。国としては、それに対する予算措置をしっかりと行います。さらに、午前中にご見学いただきましたが、今年4月から、施設を停止して機器や配管の点検・補修を行っております。これに対する立入検査も行っており、安全の確保に万全を期してまいります。ここでの点検をしっかりと確認した上で、今年の6月からの処理の再開を予定しています。このほか、輸送路、自然災害対策等、これまでの事業の知見を生かしながら、しっかり対応していきます。

2つ目は、「期限内での確実な処理」についてです。これは、令和5年度末までの期間内で1日も早く処理完了すること。トラブル等による稼働停止を防止すること。関係者が連携することによって計画的処理に努めること。令和6年度以降は北九州で操業を行わないという、その時以降の対応についても検討することといった内容です。

私どもの方針としましては、今回の2年間の継続要請というのは、今、分かっている処理対象量に加えて、今後掘り起こされてくるものも見込んだ上で、令和5年度末までに処理を確実に完了できるという見通しを立てた上での要請です。私ども、関係自治体とも連携をしながら進捗管理を定期的に行うことによって、確実に令和5年度末までに処

理を完了するよう取り組んでいきます。令和6年度以降、万一出てきたらどうするのかという話は今後の課題ですが、これは、国として処理計画を、全体的な計画を含めて、私どもの責任で、しっかり対応していきます。

次に、「地域の理解の促進」についてです。地域への情報公開を徹底すること。地元企業、人材の最大限の活用を行うこと。北九州市の技術やノウハウを水平展開するとともに、世界に発信をすること。理解促進のための取り組みとして、地域振興策、事業終了後の跡地の有効利用。市の取り組みに対する連携強化を示していただいております。

これへの対応方針ですが、情報公開を徹底するとともに、市民説明会、施設見学会の実施等を引き続きしっかりやっています。それから、運転作業の委託、工事・修理点検等で地元の企業、人材の活用を進めます。

また、北九州事業での技術やノウハウを他地域に展開するとともに、国際会議等で日本の取り組みを発信します。地域振興策、跡地の有効利用ですが、これも引き続き北九州市とよく相談しながら、しっかり進めます。

以上が、各受入条件に対する国の対応方針です。

最後に、「令和4年度、5年度の処理イメージ」についてです。この2年間で事業が確実に終わるかというご懸念、非常に強く頂いています。

前回の監視会議でもお示しした資料ですが、令和4年度、5年度、四半期ごとに、この表にあるような数値の処理計画を立てており、この最初2カ月間の重点点検・補修を今、行っていますが、そのあと、施設を再稼働し、最終的には令和5年の第3四半期までの間に処理を完了できるように運転したいと考えており、この計画を踏まえて令和5年度内の処理を着実に進めます。以上です。

○座長

引き続き、議題2「北九州 PCB 処理施設の操業再開に向けて」に関して、資料3「北九州 PCB 処理施設における安全点検について」、JESCOから説明をお願いします。

○JESCO

資料3について説明いたします。

前回の監視会議におきまして報告いたしました、処理継続を前提とした安全点検について、その点検及び更新等の内容、並びに実施状況を報告いたします。

まず、資料の1ページ目、「1. 点検項目及び更新等の項目について」です。ここでは、大きく項目を2つに分けています。

1つ目は、【点検項目】ですが、毎年実施しております定期点検時の点検項目について、この4月～5月においても追加点検を実施したというもので、主要設備でありますプラズマ溶融炉、VTR 設備を中心に実施しています。

2つ目は、【更新・補修等項目】ですが、老朽化あるいは経年劣化が

見られる設備の更新や交換、また排気設備の活性炭の前倒しでの交換や建物の補修等を実施しています。

続きまして、「2. 点検結果について」です。点検作業につきましては、設備を熟知した専門業者の作業者により実施をし、点検内容につきましては JESCO でも内容を確認すると共に、点検作業に立ち会い現場確認を行っています。現時点での点検結果につきましては、操業を再開するにあたって設備の不具合や安全上で問題となる箇所が無いことを確認しております。更新や補修に関して、一部の作業はまだ継続中ですが、操業再開に必要な設備につきましては、全て完了しています。詳細な点検項目とそれぞれの点検箇所数並びに更新・補修等項目につきましては、後ほど、別紙1で説明いたします。

続きまして、資料の2ページ目「3. パトロールの実施状況について」です。今回の安全点検を実施する際、作業中の安全を確保するために JESCO、運転会社、工事会社にて、事前の安全ミーティングと安全パトロールを毎日実施しています。安全パトロールにつきましては、フローに記載しておりますとおり、まず、パトロール参加者によって、当日の点検作業の実施箇所を確認してパトロールのルートを決めます。その後、点検作業実施現場において、作業許可願あるいは工事工程表、KYボード等、当該作業に関する掲示物を確認し、点検作業実施状況の確認や現場作業者とのヒアリングを実施し、指摘事項や気付き事項をその場で指摘・指導を実施しています。また、パトロール結果については、毎日行う工事夕会で報告いたしまして、他の工事業者とも情報を共有し、周知を図っています。

続きまして、「4. 今後の対応について」です。現在実施中の安全点検については、建屋の外壁補修を除いて5月末までに完了する予定です。

また、操業の再開に向け、各設備の試運転も実施します。また、操業再開後におきましては、従来と同様、日々の巡回パトロールや月例点検、並びに法定点検の実施、あるいは長期保全計画に基づく定期点検を確実に実施し、操業終了まで安全の確保に努めます。

最後に、「5. 環境省による立入確認」についてです。今、説明いたしましたこの4月～5月の安全点検の実施状況につきましては、毎週、環境省の立入検査による作業の進捗確認、あるいは書類確認を受けています。これまでの立入実績は、記載のとおり立入りを受けています。

続きまして、資料の3ページ、別紙1をご覧ください。この表は、実施する安全点検の一覧表です。この表の1～13番の項目が、先ほど申し上げました点検項目です。14～24番の11項目が、更新・補修等項目です。この表では、実施した主な項目並びに作業内容を示しており、現在の実施状況並びに実施日を記載しています。また、点検項目につきましては、一番最後の列に点検箇所数を記載しており、これらの箇所を全て点検しています。このうち、現時点で終了していない項目につきましては、実施状況の欄に「実施中」、あるいは「未実施」と記載しておりますが、先ほど説明いたしましたとおり、この表の21番目の外壁補修を除いて、5月末までには完了する予定です。

この資料 4~7 ページにかけては、別紙 1 に記載しました項目に関する点検の実施状況の現況写真を添付させていただいております。一覧表の番号と写真の番号が合っておりますので、対比してご確認いただければと思います。資料 3 についての説明は以上です。

○座長

では、引き続いて、午前中に実施しました委員による立入視察について、各委員から感想、コメント、意見等をお願いします。

○委員

以前も伺わせていただきましたが、伺うたびに非常に見やすく、分かりやすく、また清潔感があり、安全性も整っているのではないかと感じております。これは皆様方のご努力によるものだと思いますが、もうあと 1 年ちょっとです。これをしっかりと守って進めていただけたら、安全・安心に進むのではないかと感じております。

非常に分かりやすく、いろいろなものを整理されておりました。皆様方のご努力も大変でないかと思いながら視察をさせていただきました。以上です。

○委員

40 年近く産業廃棄物の処理に携わっていたこともあり、気になったことは、活性炭の交換です。このあとの活性炭は JESCO で、プラズマ溶融で処理するのですか。それとも外注で処理するのですか。

○JESCO

活性炭は PCB の含有量を測定した上で、低濃度であれば、無害化処理認定施設で処理をしています。

○委員

了解しました。

○委員

1 つだけ印象的なことを紹介したいと思います。プラズマ分解炉についてです。今日は作動していないということで現物を見せてもらいまして、装置の上に登って拝見させていただきました。その時に初めて知ったのですが、プラズマ装置の中にドラム缶が入っていきませんが、そのドラム缶の位置はそれぞれまちまちになるので、上のほうの装置でドラム缶の形状、ないし場所を検出して、それに合わせてプラズマの位置、角度と言ったらいいのでしょうか、XY の方向を変えて、そのプラズマの照射する位置を、ドラム缶の位置を検出して行うということを初めて知ることができました。こういった設備でプラズマ処理をするので、確実に処理ができると思い、感心して拝見させていただきました。こういった設備が整っているということから、今後もの確な処理が期待で

きるという感じを持ちました。以上です。

○委員

非常電源装置の、非常用のバッテリーを交換する場面を見させていただきました。そこで、脚立の上に乗って外していたのですが、一番上の棚の所を外す時に、高い所ですので、なかなか安定しないというか、脚立の奥行きが少し足りないのではないかと思います。それと、1個目のバッテリーを外す時に非常に苦労しているようで、その時に少しぐらついたというか、少しふらついたような感じがしましたので、少し幅のある脚立を使うことによって防げるのではないかという感じを受けました。

プラズマ1系は、今、かなり耐火レンガ等の取り替え等を含めて、多くの作業員が出入りしているために、見学はなかなか難しいという説明を受けましたけれども、できればそういう所も見なかったなということを感じました。以上です。

○委員

施設内は整然として清潔に保たれていました。活性炭など操業にかかる金額は大変だろうと思いますが、安全に関わる部分だけは節約することなく操業していただきたいと思います。今までのトラブルを頭に置いて、安全に操業、終了を迎えることを願っています。ありがとうございました。

○委員

今まで私が立ち入りの時にヒヤリハットが起きた部分が、今日はどういうふうになっているのかと思いながら見ていました。パイプの所はきれいにやり直していますというところで、突然に漏れることはないのかと思ったり、あと、ドラム缶の整理をどのようにされているか。以前、置き方が、近くに置いていたので違うものまで混じったという話がありましたので、「色別ですか」というと、あれは色別ではなくて、以前使ったものを順次置いているので、色が少し混じっていますが、置き場所をきちんと分けていますということで、今度はそういう置き場所による間違いでのヒヤリハットはないと思いました。また、天井裏が落ちたことがあるため、天井裏点検についてお尋ねしたら、天井裏にも入ってきちんと点検したとおっしゃっていました。自分が今日はどういうふうになっているかなという思いで立ち入りをさせていただいた所は、しっかり改善されておりましたし、皆さんが丁寧に説明してくださったので、このまま次のヒヤリハットが起きないように、また頑張っていたらと思っております。以上です。

○委員

私が今まで視察させていただいた中で、プラズマ炉の部分、5階の給排気の部分と、今まで中に入ったことがない部分に、今回入らせていた

いただきましたので、大変貴重な経験となりました。各先生方もおっしゃいましたが、今までで一番かなと思うほど、施設内が整然と清潔にされている感じが見受けられました。また、今回操業が止まっていることもあると思うのですけれども、かなり静かな状況でいろいろ拝見することができましたので、こちらも落ち着いて視察ができました。

あの場でお伺いしたかったですけれども、1点だけ。非常用設備が動くまでのバッテリーの交換を、今日見させていただきました。非常用設備というのは、もし停電した場合などに動く設備だと思います。非常用設備というのは、実際どのくらい、最大でもつことができるのでしょうか。

○座長

説明をお願いします。

○JESCO

ご意見、ありがとうございます。非常用発電機は、営業物を処理できる電力はありませんが、安全を保つために必要な換気空調などの電源を確保しています。基本的には3日ほどもつこととなっております。

○委員

ありがとうございました。

○座長

それでは、私の感想を言いますと、非常に意義深い、立ち入りは1年8カ月ぶりですか。今回の立ち入りは、今回の延長のための点検という形で、先ほど JESCO の所長から説明を受けた別紙1の点検項目を、我々、委員の方が実際に目で見て点検できるような仕組みの視察を計画していただいて、まずありがとうございます。

それで、今回の延長期日の技術のキーとなる部分が3つあると思います。それが大体今回の見学ルートになっています。まずは、VTR 処理、2番目がプラズマ溶融処理、その両施設から出てくる PCB 処理排ガスの活性炭吸着処理施設ですね。その3点に関して適切な説明を伴う視察を実現していただいたと思っています。

委員がおっしゃった今まで見たことがない設備という点でいうと、私自身、例えばプラズマ溶融の革新技術の部分。あれがあるからこそ、北九州の PCB 処理施設が重宝がられて、やむなく延長の憂き目に遭ったのだと。逆に言えば、優れた技術の革新を見せていただいたというのが今日の視察です。ですから、その処理の確実性に関しては十分満足した視察結果が得られています。

ただし、一部、安全性に関しては、従来どおりの安全性でいいのか。再延長で慣れというか、要するに事故が起こるときには慣れが1つの原因になるので、改めてその安全のシステムに関して再点検されながら延長の運転をしていただきたいと思います。私の意見は以上で

す。

では、実際の議事に戻りたいと思います。先ほどの議題1及び議題2の、市及び環境省、JESCOからの説明に関して、質疑応答を開始したいと思います。ご意見のある方は挙手願います。

○委員

資料3の中に、点検項目の「プラズマ設備」の2つ目のポツに、「プラズマ炉の耐火材補修の実施」とありますが、別紙1を見ても、修繕項目の中に同じような文言がありません。このプラズマ炉の耐火材補修の実施というのは実際にやられているのでしょうか。まずそれが質問です。

○座長

お答えください。

○JESCO

ご質問、ありがとうございます。現在、プラズマ炉の耐火材の補修に関しましては、第1系の施設、2系の施設、それぞれ3月と5月～6月にかけて耐火材の補修は、今、定期点検という形で実施しています。一部、既に耐火材の補修は終わっています。

○委員

そうすると、この別紙1の中には表示されてないということですか。

○座長

この耐火材の補修はルーティンですよ。年1回、それからもう1回。だから、厳密には年2回、耐火材の補修は実施するという説明を、我々は受けています。

○JESCO

そのとおりです。説明が足りなくて申し訳ありません。各系列、2系列ありますので、それぞれの炉ごとに年に2回、耐火材の補修工事は実施しており、今回、3月と5月～6月にかけて実施します。その一部は終わっておりまして、これから実施する所もあります。

○委員

分かりました。では、この表は特別なことではなくて、従来からやっているものを示しているということですね。

○JESCO

はい、そのとおりです。

○委員

それと、別紙1の中の13番目の点検項目に「変電所健全性確認」というのがありますけれども、これは過日、市役所で分厚い点検項目の資料を頂いて、その時には見きれなかったのですが、あとで見た時に、この変電所の高圧盤の遮断機やトランスとか、結構ボリュームある電源設備が確認対象になっていました。それについては、外観的な点検項目はみな挙がっていたのですが、例えば絶縁性能の確認だとか、あるいは高圧盤ですと保護装置ですね。過電流保護だとか、あるいは接地保護、そういう保護リレー関係のチェックについて、一般の電気設備は定期的にやられていると思うのですが、そういう項目が見当たらなかったのですが、実施されていますか。

○JESCO

ありがとうございます。変電所の点検は、絶縁抵抗と保護リレーの点検も行っております。市役所でお渡しいたしました説明資料は、検討中の物のあり全てお示しできていなかったかもしれません。申し訳ありません。実際には行っております。

○委員

はい、分かりました。続いて、未実施の21番ですが、外壁の建物補修が未実施で、5月30日から始めるとなっているのですが、この外壁補修が終わらないと再開にはならないというふうに考えるのか、ある程度、この外壁補修については操業再開と並行しても問題ないのだということなのか、その点を教えてください。

○JESCO

この外壁補修につきましては、外壁は主にALC板というパネルで出来上がっております、その目地に一部ひび割れ等が発生している部分があります。これは、建物のいわゆる気密性には影響がないということ、また外壁工事をするためには、外に足場を立てて工事をしないといけないことから、操業しながら並行して外壁の補修は実施をしていく予定です。

○委員

なぜ、それを質問したかという、前に頂いた資料の中に、4月上旬から計画する予定になっていたのに、それが5月30日からというので、1カ月半近く延びているのですけれども、何か、事情があったのかということによって質問させていただきました。

○JESCO

この外壁補修工事は、多分年内いっぱいかかる見込みです。当初の予定より発注が遅れたことに関しましては、この工事は競争入札で発注しています。その入札の関係で、一部手続きに手間取り、発注が遅れ

ましたが、操業を実施する上では影響がないと思っておりますので、しっかり対応していきたいと思っております。以上です。

○委員

はい、分かりました。以上です。

○座長

この今のポイントは、外壁補修は気密性に関係ないというのは技術的なポイントです。ですから、気密性を保って安全に吸気・排気の設備を動かすと。それで処理していくということに関して、外壁は見た目、あとは外郭に人が近づいたときの危険性ですよね。剥げ落ちるとか、そういう話なのでしょう。

○JESCO

はい、そのとおりです。

○座長

だから、そういう意味では近づかないような方策をして、中ではきちっと運転ができるという話ですね。

○JESCO

はい、そのとおりです。ありがとうございます。

○座長

分かりました。では、ほかの方。

○委員

すみません。ちょっと確認させてください。資料1、市が環境大臣にあてた回答書の中の4ページで、まず「国による立入検査を、本市同様に毎月実施する」という条件が出されていて、国としては、市が出した条件は全て了承するという形ですけれども、資料2の1ページの「対応方針」のところで、「環境省としてJESCOへの立入検査を毎月実施する」と書いてあります。市の文書では、これは事業所に立入検査ということで理解できますが、この書き方だと、JESCOというのは会社ですよね。これは事業所に毎月検査に入られるという認識でよいのかと、あと市の要望書には、端々に「財政的な措置も含めて必要なことを確実に講ずること」とあるのですけれども、国のこの回答書の中で、私が見切れていないのかもしれないですけれども、予算的な書き方がしてあるのは、「処理の安全性確保」の「対応方針」の上から2番目の「JESCOにおいて長期保全～環境省が必要な予算を措置します」と、ここでしか読み取れないのです。この2点、ご回答願います。

○環境省

ありがとうございます。まず立入先が JESCO というふうに、資料にあるのではないかということですが、これは「北九州事業所に」という意味です。表現が省略になって失礼いたしました。JESCO の資料にもありますように、今、総点検を行っていく中で、毎週の立ち入りをしています。その後も、約束どおり毎月の立ち入りをしていくという計画です。

それから、地域振興策などに対する予算措置がという指摘についてですが、表現としては 3 つ目のスライドの一番下にありますように、「地域振興策の着実な支援等の検討を進めてまいります」という言い方になっています。財政措置をきちんとやりますと書いていないのではないかというご指摘ですけれども、これは今後継続的に支援させていただくということです。道路補修や施設の整備などの計画は相談しておりますが、財政を単年度予算で組むという国の制度がありますので、表現が少し丸まっていますが、令和 4 年度から始めて、着実に実施してまいります。

○委員

今回の文書では、市は財政的な措置をといることを、かなり強く様々な部分でおっしゃられているのですが、それは検査、保障、それから地域対策も含めて行っていただけるということによろしいのですか。

○環境省

はい、実施いたします。

○委員

はい、ありがとうございます。

○座長

ほかにご意見は。

○委員

北九州市の資料 2 の 1 ページ、下のパワーポイントです。「北九州市の受入条件の対応方針 2（期限内での確実な処理）」に関して、左側の「受入条件」の一番下です。「(5) 万一の不測の事態に備え、令和 6 年度以降の北九州事業所以外の対策をあらかじめ検討しておくこと」という文章になっています。個人的には、非常に力強い説明だなと思っています。その中でどうやって検討していく予定なのか、計画等がございましたら教えていただきたいと思っています。以上です。

○環境省

ありがとうございます。基本的な方針としては、この頂いた 2 年間を使って、地域内の処理を確実に終わらせることに最大限注力するとい

うことを、まずしっかりやっていきます。それでも万一ということはあるだろうというのが、この市のご指摘だと思いますし、そういうご懸念があるのは全く私どももよく理解しています。

令和6年度以降、もし出てきたらどうするかということに対して、今時点ではどこでどのようにという計画はありませんが、この JESCO の北九州事業所における処理が着実に進行しているかということを見極めながら、万一の場合の備えというのを、これから2年かけて、できるだけ早い時期に結論を出せるようにしっかりやっていきます。今の時点で特定の方向性があるわけではありませんが、しっかり迅速に取り組んでいきたいと思っております。

○委員

今の説明で少しは分かりますけれども、では、どの時点で判断するかというのは、何か言うことがありますか。

○環境省

すみません。繰り返しになってしまいますが、まずやはり、終わらせるということに注力することが最大限大事なことだと思っておりますので、令和6年度以降ありきということ、今、ここで議論はしづらい状況です。状況をよく見極めて、必要が生じたら迅速に判断したいと思っております。

○委員

重ねての質問で恐縮ですが、次のページに、一番下に表があります。「令和4、5年の処理イメージ」で、一番下の表で令和5年の第4四半期は、安定器、汚染物等もゼロになっています。したがって、ここがバッファかなと思って拝見させていただいています。処理が未完となった場合には、こういった考え方なのかどうか、それも含めて、少し説明を追加していただければと思います。

○環境省

ありがとうございます。2年間で確実に終わるか終わらないかというのは、この継続要請の中で大きな論点でございました。確実に終わるのだということ、少しでも分かりやすくご説明するために、この四半期に割り付けた計画をお示しして、これでやれそうですということをお示ししたものでございます。そういう意味では、指摘のように、順調に計画通りいけば第3四半期に終わって、第4四半期についてはバッファの期間、予備の期間として、あとから出てきたものも含めて、ここで徹底的に確実に終われるようにすると。そういうご理解で間違いはないと思います。

○委員

どうもありがとうございました。

○座長

私のほうから、今のことに関して、もう少し具体的に、環境省にお願いがあるのです。まず、この「処理イメージ」という言葉はやめて、処理の工程表、ロードマップにしていきたい。要するに、イメージで仕事をやっていただくのではなくて、きちっとした数値的根拠で確実に終わりますと。今、委員が質問した本質はそこにあると思うのです。ですから、そこをお願いしたいのです。処理物の量の予測はどうなっていますかという話です。処理物の量、掘り起こしによって、ここまで発生するだろうと。そういう数値が、この表には書いていません。

前回の延長で問題が起こったのは、今回の延長まできたのは、要するに、処理量の見積もりが間違っただけです。だから、今回はそれがあってはいけないから、その数値と予測をきちっと示してください。それが、第4四半期のゼロの意味ですねという質問の、もっと具体的な数値化の問題になります。

○環境省

ここに書かれております、令和4年度951トン、令和5年度416トンは、今、掘り起こしが確認できている量に加えて、今後掘り起こされるであろう量も足し合わせた数字でございます。

○座長

だから、足し合わせて、今後掘り起こされる量には誤差が生じるわけです。見積もりの幅があるわけです。そのときに、最大値として取ったときに幾つになりますかという話です。それがこの上の図で、破線の矢印になっている部分の意味ですかという話です。だから、この破線の矢印が第4四半期まで入っているわけです。こういう不確かな図で説明しては駄目ですよ。もう少し、はっきりと幅を持って予測して、最大値の値が入りますねという説明をしてください。また見積もりが違いましたという話になりかねないのです。数値だけをポンと出してしまうと、そういうことになります。

○環境省

ありがとうございます。この量、1,300トン余りの処理量の中に、今後掘り起こされる量は、これは前回の資料の中に入れておりますけれども、310トンほど入っております。310トンが上振れするかもしれないという可能性は、今、座長がご指摘のとおりあります。どこまで上振れするかというのは、完全には予測できないのですが、ある程度多めに見積もって310トンという数字を出して、それを足し込んだ計画がこの表の全体量です。

○座長

そうすると、第4四半期などは全く意味のない、ゼロで確実に終わるという意味ですね。

○環境省

はい。極端な上振れが起きないかぎり、第 4 四半期までに完了します。

○座長

いや、だから、その極端な上振れとか、それは何なのでしょうという話をしています。要するに、やはりきちんと予測を立てて、仕事を期限内に終わらせるということやらないと、極端なことが起こったら超えるかもしれませんでは答えになりません。

○委員

座長、いいですか、私のほうから。

○座長

はい。

○委員

座長が今言われたことに関連して、国の環境省、市の環境局とで見込み量は話されているようです。

では、2年間の延長の中で、今まで言ったら1,367トン残っていますね。それプラス、新たに発生するものがあるでしょう。2年間でこれは処理できるのですかと、私は実際に作業にあたるJESCOに聞きたい。

○JESCO

ご質問、ありがとうございます。過去の処理の実績を踏まえた上での処理能力からすれば、2年間では十分処理が完了できる量だと判断しています。

○委員

ありがとうございます。それを確認しておきたいと思います。市の環境局、国の環境省についてはどうなのですか。2年間で絶対にやれますね。

○北九州市

北九州市です。資料のほうにも、「2 国への条件提示」の(2)のところを書いてありますが、再々延長は絶対に避けるため、これは強い住民の意思を受けてこういった条件にさせていただいて、国がまず「定期的な進捗管理を行うこと」と、それによって「事業計画の担保を図ること」。それから、「令和 6 年度以降の北九州事業所の操業は行わないこと」を、具体的に条件の中に入れておりますので、しっかりと国が履行していただくものと思っております。以上です。

○委員

ありがとうございます。というのが、私は若松の地域の代表です。そこでいろいろな話をし、ヒアリングをしました。市も入りました。そういう地元の話の中で、とにかく延長した場合に2年間で全て終わるのですねという、それが圧倒的な意見なのです。そのときに、市も国も「任せてください」と、こういうことなのです。だから、そのときの1つの、苦汁の決断ということで、地域の皆さん、やむを得んと、しょうがないという形で受けることになりました。そういうことで4月25日、マスコミの発表で、市が国と合意しております。ただ、そのときになって、再々延長は絶対にあり得ませんというのが、これは最大の条件なのです。財政的うんぬんとか、いろいろ話が出ますけれども、地域からはそういう要望は1つも出ておりません。もう、これ以上の延長は絶対に認められません、もうこれは受け入れられませんと、これが最大の条件なのです。これを国も市もJESCOもここでしっかり約束してほしいのです。2年間で全部処理しますと、任せてくださいと言ってほしい。また、言わざるを得ないと思います。地域住民との約束ですので。

○座長

私は委員と全く同意見なので、そのためにはきちっとした数字的根拠を示していただかないと、イメージでは駄目ですよと。だから、予測幅を持ってやって、最大限ここで終わりますと。だから、こういう工程できちっと仕事が終わりますという話にしないでいただかないと駄目だと。だから、非常にそのことを強く言っているのですけれども、環境省としていかがでしょう。

○環境省

分かりました。表の工程でしっかり終わらせるように、工程管理をしてやってまいります。以上です。

○座長

だから、実際に確認されている量、予想される発生量は月ごとにチェックするのですか、何ごとにチェックするのですか。それで、進捗状況のチェックは、チェックの基準となる工程表を作ってやるのでしょうか。

○北九州市

今、座長がおっしゃられたとおりで、毎月、処理した量、新たに発生した量について国から市に報告を求めます。それに応じて、今後どのくらい残って、処理していくのか、進捗管理をしっかりとしていきたいと考えております。以上です。

○座長

だから、その数値の報告だけでは駄目ですよという話になっているわけですね。それに対して、基準となる工程表とどれだけズレが出ている

のか、早まっているのか、そういうチェックができるようにしてください。それを、環境省がきちっと作ってください。数値の報告だけではなく、期限どおりにやりますという進捗の工程表を最初に作って、それに基づいて、遅れているのか、遅れていないのかを確認してください。これが仕事のやり方です。

○環境省

分かりました。失礼しました。今、ここにある四半期計画の数字がベースになると思います。市や JESCO と確認いたしますけれども、工程管理すべき数字を持ちながら、毎月の進捗状況を報告するという形でやってまいります。また、この場でもその状況を追ってご報告できるようにいたします。

○座長

前回の時には、それをやらなかったから、どんどん掘り起こしで処理量が増えたわけです。今回は、それを必ずやってください。

○委員

今まで聞いたことがなかったのですが、掘り起こしという作業は終了時期を決めているのでしょうか。

○環境省

PCB 特措法という法律がございまして、必ず JESCO への処理委託を計画的処理完了期限の 1 年前までに行わなければいけないというのが、保管事業者の義務としてかかっております。ですので、今の法律の中で、この北九州の安定器について言えば、令和 2 年度末までに、必ず登録しなければなりません。そこまで掘り起こしを一生懸命やってきて、基本的には、各持っているものは全て把握できている状況になっているはずなのですが、そのあとになっても、まだ発見されてしまうということが、現実問題として起こっていますので、そういうものが今後、若干出てくるだろうというところも見込みの量で、今、この 2 年間の計画を作っている状況です。

○委員

そんなに難しい話ではないと思います。私から言わせれば、1,367 トンの取り残しがあると。これプラス、また新たに幾らか出てくるでしょうと。例えば、令和 4 年度の 10 月までに何トン処理しましたと。だから残りはこれですよと。だから、そういうそれを出していただければ、それでいいのです。我々地域住民としても、この会議としても、そうしたらこの調子でいけば、令和 5 年度末までには片付くなど、こういうことなのです。だから、あまり難しく考えなくて、それを出していただければいい。ただ、その辺を私が危惧するのが、国と市の、こういう想定されるものではなくて、JESCO に伺いたい。JESCO が実際に処理するの

ですから、その処理の現状を報告して、それをまた地域や監視委員会に出してもらえれば、皆さん、それで納得できるものだと思います。だから、そんなに難しく考えなくてもいいと思います。

○環境省

ありがとうございます。今後、この一番下の表、イメージではなくて工程表だというふうにご指摘いただきましたけれども、この日程に基づいて、この表のとおり本当に進んだかどうかというのを、都度都度、この監視会議の場でもご報告できると思います。市に対しては、毎月のペースで同じような、この表のとおり進んでいるかどうかということをご報告いたします。

○座長

要するに、数値が変化するのは、JESCO はコントロールできないわけです。国が掘り起こしで出てくる量を、予測してコントロールしているわけです。国が掘り起こしを十分にコントロールしてないから、延長が起こったのですけれども、今回は確定数値として、十分把握しているということを示してくださいと言っているだけです。

○委員

それはちょっと、座長、おかしいのではないですか。

○座長

いえ、おかしくないのです。

○委員

実際に、処理作業するのは JESCO ですよね。

○JESCO

はい、そのとおりです。

○委員

国や市の問題ではなく、実際に処理作業するのは JESCO です。

○座長

そのとおりです。持ち込まれたものを、確実に、安全に処理するのは JESCO です。ですけど、持ち込まれる量をコントロールしているのは国なのです。だから、分母は国が管理して、分子の処理する量は、JESCO が責任持ってやっています。

○委員

そうすると、国はどのようなのですか。

○座長

だから、国がそこをはっきり答えていただかないと、この期限内処理の話は確定しないのです。

○環境省

今、この数値で処理が終わるといふふうに見込んでいますので、この四半期計画に従って進んだかどうかというのを、今後着実にチェックしていくという形で取り組んでいきたいと思えます。

前回、大外れしたじゃないかというご指摘いただきました。そのあと、法律の改正を行って、登録の期限、処理の期限というのを保管事業者に義務づけて、法律の義務として、本当はもう1年前までに持っている人は登録しなければいけないという、そういう制度的な裏付けができたことと、それから、各自治体関係者が本気になって事業者に働き掛けて登録させてきたという経緯があります。ですので、今ここで2年分の処理量として見込んでいるものは、そういう全ての成果として、それに加えて、今後出てくるであろうというものも見込んで作った数字ですので、この数字の量で、この四半期計画で実施できるように着実に取り組んでまいります。

○委員

座長が言われたように、国の取り扱いということであれば、今まで積み残した1,367トン、これは今どこにあるのですか。

○環境省

それぞれの保管事業者の方が、まだ自分で持っています。それで順番がきたら、JESCOに搬入してということ、今までどおりやっていきます。

○委員

それは国の責任で、今、保管している事業者からJESCOに持ち込むということになるのですか。

○環境省

そうですね。個々、JESCOと契約や搬入の計画を、保管事業者とJESCOで進めていきます。どういう順番でどこからどういうものをといるところについては、自治体や国も入った形で計画を作って、処理を進めていくこととなります。

○委員

そうすると、そういう流れの中で、2年間の延長で処理できますか。

○環境省

はい。そういう意味で、この数字が合っているか、合っていないかと

いう話に、また戻ってくると思うのですけれども、今申し上げたとおり、この量の範囲内で終われるというふうに見込んでいますので、そのようにやっていきます。

○委員

少し参考までにお聞きしたいのですけれども、この 2 期施設で今までの実績についてです。2 年間延長という形になっておりますけれども、安全・安心を一番に担保して、実績から言ってどれだけ処理できるのですか。それを参考までにお聞きしたいのです。

○JESCO

昨年度の処理の実績としては、1,420 トンという数字があります。ただ、昨年度は計画的処理完了期限を迎えるという中で、処理が残るものをなるべく減らそうということで、いわゆる我々が処理対象物としております蛍光灯用の安定器、そのほか高濃度の PCB に汚染された、その他汚染物があります。この安定器とその他汚染物では、それぞれ処理の難易度が違っておまして、安定器であればたくさん処理ができますけれども、その他汚染物ではそれほど処理ができないという特性があります。安定器は金属できておりますので、プラズマ溶融の中で、いわゆる熱量を確保できます。ただし、その他汚染物に関しましては、汚泥とかいうものが主体になりますので、プラズマ溶融の中で温度を維持するのが難しいので、ある程度の金属を入れなければなりません。そういった中で、いわゆる処理のしやすさの違いがあります。それで、先ほど申し上げた 1,420 トンは、とにかく残容量を減らすということで、安定器を主体に処理をしてきておりましたので、そのマックスとして 1,420 トンの処理ができたということになります。現在、処理が残っているものの中には、処理効率の悪いその他汚染物というものの量がかなりありますので、過去の実績で 1,420 トン処理ができたからと言って、令和 4 年度以降、同じ数量のその他汚染物も含めて処理ができるというふうには思っておりません。その能力として、環境省の資料にもありますとおり、処理効率の悪いその他汚染物をメインで処理をするという中で、951 トンの処理はできるだろうということで、今、数字を上げさせていただいているところです。

○座長

いや、だから、今の質問は、結局 951 トンと 416 トンが、この期間で JESCO としては処理できるだろうという予測値でいいのですか。

○JESCO

はい、そのとおりです。

○座長

それに対して、発生量がどれだけかというのは、国がコントロールし

ているのだから、これでいいという数値を出してください。先ほどから申し上げているのは、それだけです。

○環境省

この量、1,367トンというのは、これは前回の監視会議でもお出しした、令和3年度末に残ってしまう量の最新の見込みですけれども、その見込みは今も変わっておりませんで、この1,367トンを951トンと416トンに割り振って、この2年間で処理していただければ、確実に2年間で処理が終わると見込んでいます。

○座長

だから、工程管理さえすれば、処理できますという話ですよ。

○環境省

はい、できます。ご指摘のとおりです。

○座長

そういう話なので、振れるとか振れないとかいう、少し不安な話を自己保身のためにされると、話がぐちゃぐちゃになりますよという話です。

○環境省

失礼しました。計画どおり、しっかりやってまいります。

○座長

できますという話で、市と約束をしたはずですから。それでよろしいですか。

○委員

基本的な問題かもしれないのですが、今、1期工事で作られた工場は全部解体、終わっていますよね。

○JESCO

1期の解体については、現在進行中でまだ終わっておりません。

○委員

1期、2期、それぞれの工場で処理してきたのが、全部1期工事で作ったもの、建物も含めて全部壊してしまうと、あと2期工事で作ったものだけで、令和4年度の年間951トンについて同じく処理できるのかという、機械が減るのではないかという危惧を持っているのですが、いかがでしょうか。

○JESCO

今、解体撤去を行っております第1期施設におきましては、今、処理をしております安定器、その他汚染物については、従来から処理をしております。第2期施設のみで処理をしておりますので、第1期の設備がもう既に操業停止をして、解体撤去に入っているということに関しましては、処理量に対する変化というのはありません。

○委員

はい、分かりました。

○座長

今、議論しているのは、2期設備の操業延長の話です。2期設備が最新鋭の高能力の処理設備、VTRとプラズマ溶融を組み合わせた設備があるわけです。それと同じ設備があるのは北海道ですけれども、北九州から遅れること何年かあとに、北九州が実績を上げていることを確認して、北海道で建設したわけです。そういう経緯であります。だから、今、日本全国の問題になっている処理物に対して、その設備を使いたいのです。環境省、そういうことですよ。

○環境省

はい。

○座長

だから、ほかの所から持ち込んでいるということですよ。

○環境省

はい。安定器は、北九州と北海道のみで処理をさせていただいております。

○座長

そういうことなのです。だから、今日視察したのは、その設備を最新の技術の革新を見せていただいたので、非常に貴重なことだなと思っています。

ほかに何か意見はありますか。これで要するに、環境省としては、きちんと工程管理して、この予定どおりに処理を粛々を行うということによろしいですねという話です。

○委員

終わりに1ついいですか。北九州市と国に、ぜひお願いしたいのが、先ほど言いましたように、4月25日に北九州市と国が合意しております。これは、何度も地域の人にヒアリングしました。私も相当の、地域の住民の方々と話をし、そして、私はこれだけは皆さんにご理解いただきたい。苦渋の決断なんですよ。「市も国もおかしいじゃないか」と、

「見積もりが甘いのではないか」という話が出てきました。だからと言って、「じゃあ国に返せ、よそに持っていけ、知らんよ」ということにはならんだろうという話の中で、もう苦渋の決断で、そして、市と国の合意を得たところです。

PCB、カネミライスオイルの場合は食品ですから、一気に全国的に広がりました。PCB 処理について影響が出るのは若松地域なのです。戸畑やないのです、小倉やないのです、即、若松なのです。だから、私はそういう立場で、皆さんにお願いしております。

だから、絶対にそういうことがないように、万が一とかということもないように、もう本当、安全に操業していただきたい。特に JESCO にはお願いしたい。市も国もこのことを十分に、胸に刻んでいただきたい。また、座長、失礼ですけれども、この監視員の皆さんも、その辺をしっかりと、胸に刻んでいただければと思っております。以上です。

○座長

いいまとめだと思います。

○委員

私もお聞きしたいのだけど、今、委員が、やはり地域の問題だと、すぐご心配されているのですけれども、先日の会議の時に、私、皆さんに説明する期間が短いのではないかなと。今、委員のお話を聞いたら、やはりまだ納得されてない。これは納得できる、できないの問題ではないだろうけれども、まだご心配されていると。38 回の説明はどこでどういう形でやっているのですか。

○座長

主催しているのは市ですか、環境省ですか。どっちですか。

○北九州市

説明会は、環境省主催です。

○委員

環境省が、常に若松地区を入れていますが、若松地区をやりなさいと、やりたいという形でやっているのですか。

○環境省

説明会は、市とご相談しながら計画を作りまして、基本的には、若松の各校区内で、校区ごとの説明を行っているというのが大半です。それに加えて市民の方々、皆さんへの説明会を別途開く、あるいは、議会の方々への説明を開くという形で進めてきました。基本的には、若松の校区内の説明というのを、校区ごとにやってきた回数です。

○委員

そうしたら、若松校区以外はどこでやっているのですか。今、言われていたけれども、私は北九州市民です。今、少し気になったのが、戸畑でもない、小倉北区でもない、八幡でもない、若松の問題ですよ。今、立地されている工場、あれから若松の民家・市街地と、その前にある小倉北区、馬島・藍島の距離はどれくらい離れているのですか。市にお伺いしたいけど、馬島の住民の皆さんの説明会はしたのですか。

○北九州市

今回の説明会は、当初、前環境大臣が市長の所に、要請に来られた時に、市長から、今回は2回目の要請となりますので、大変重たいと。まずは市民に説明することが先決であり、説明は国において責任を持ってやっていただきたいという申し入れを行いまして、それを受けて、国が市民説明会を38回開催しました。

このアナウンスとしては、1つは市政だより、それから、ホームページに掲載するのと、あとは地元の自治会長に、ご相談して開催した結果です。以上です。

○委員

そしたら、小倉北区の自治会のほうは、説明会を開いてくれという申し入れはなかったということですね。

○北九州市

ご指摘のとおりです。

○委員

私は、前回の会議も、前々回の会議も言ったのですけれども、やはりこの延長を決定するのは、この個別会議ではないと意見しました。あくまでも、選挙という行為で委任されている市議員の皆さん、最後は首長さんが責任を持って受け入る、受け入れないを判断するべきだと。ただし、丁寧な説明をお願いしますと言ったつもりだったのだけど、やはり委員がまだ不安を抱えている。やはり立場として、不安をすごく抱えられている。これは親切な、本当に安心・安全な説明なのだろうかかと、私は少し思いました。以上です。

○北九州市

先ほどから、いろいろご不安の声を伺っています。ただ、私どもとしましては、先ほど課長が申し上げたとおり、説明はしてきましたし、これからも、いつでもおっしゃっていただければ、説明はさせていただきます。

これまでの経緯ももちろんありますけれども、今後の操業状況なども含めて、皆さんが安心していただけるように、全力を尽くしたいと思います。もちろん、我々が事業主体というわけではありませんから、環

境省、JESCO と協力しながら皆さんの不安が払拭できるように、全力を上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○座長

よろしいですか。はい、委員。

○委員

先ほどの説明で、設備の点検・補修は建屋の外壁を除いて、概ね5月中には終わるという説明でしたが、それでは PCB の処理作業を再開するという段階にあたって、誰が OK するのか。要するに問題ないということ、誰がいつの時点で行うのか。私は、これは国が責任を持って判断し、市のほうもそれを了承するという手順だろうと思うのですが、その辺はどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○座長

はい、お願いします。

○環境省

ありがとうございます。国で毎週立入りしていると申し上げましたけれども、これを最後まで見届けて、まず国としてきちんと約束した点検・補修が終わったかというのを確認したいと思います。その上で、市とご相談して、ご了解を得られれば、今、6月を予定しておりますけれども、作業を再開させていただきたいと思っています。

○座長

だから、市もチェックして合意に至らないと、作業できないと、そういうことですね。

○北九州市

委員のご指摘のとおり、最終的には北九州市が、そこはしっかりと安全対策を確認して、作業再開の GO サインを出したいと考えております。以上です。

○座長

だから、市もチェックするし、国もチェックするし、そこで両者が合意できなければ作業ができないと。合意ができればということですね。それぞれの責任において、チェックをすると。委員、それでよろしいですか。

○委員

はい、了解しました。しっかりお願いいたします。

○座長

では、今日の議事はこれでよろしいですか。
では、終わります。

○事務局

委員の皆様、本日はお忙しい中、また長時間にわたりご議論ありがとうございました。今日頂いた意見を参考にさせていただき、また、操業再開の時もしっかりと確認し、また、皆様には事前にお知らせをさせていただきたいと考えています。

次回の開催につきましては、座長と相談の上、改めてご連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして、「第 49 回北九州市 PCB 処理監視会議」を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。

〔終了〕